

長久手市高齢者診断書料補助金交付要綱

（目的）

第1条 長久手市高齢者診断書料補助金（以下「補助金」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定に基づく施設入所等の申請時に必要な健康診断書料に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 前条に規定する事業の補助対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住している市民税非課税世帯に属する者で、次に定めるものとする。

- (1) 法第10条の4第1項に定める市の措置を受けようとする者
- (2) 法第11条第1項に定める市の措置を受けようとする者
- (3) その他市長が健康診断書を必要と認める者

2 前項に定める市民税非課税世帯に属することの判断は、4月から6月までの申請受理分は前年度の課税状況で行い、7月から翌3月までの申請受理分は、当該年度の課税状況で行うものとする。

（補助金額）

第3条 補助金額は、上限を5,000円とし、実支出額の2分の1を交付するものとする。

2 前項の補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市高齢者診断書料補助金交付申請書（様式第1号）に、診断書料として支払った金額がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金申請は、当該年度に1回を限度とする。

（補助金の交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、結果を長久手市高齢者診断書料補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の交付決定を受けた者は、長久手市高齢者診断書料補助金交付請求書（様式第3号）により補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、補助金交付請求書受理後、速やかに対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、申請者が規則第14条の各号の1に該当することを確認したときは、

補助金全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

長久手市高齢者診断書料補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

氏 名

下記により、補助金の交付を申請します。

記

対 象 者 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
診断書の提出先			
受診事由			
受診医療機関名			
文書料の額			
補助金申請額			

※添付書類

診断書料として支払った金額がわかる書類

様式第2号（第5条関係）

長久手市高齢者診断書料補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました補助金交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対 象 者 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			
補 助 金 交 付	交付決定 ・ 却下		
補助金交付決定額			
備 考	(却下の場合の理由)		

様式第3号（第6条関係）

長久手市高齢者診断書料補助金交付請求書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所

氏名

印

下記により、長久手市高齢者診断書料補助金を交付してください。

記

請求金額

円

振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
	口座番号	（普通・当座）
	ふりがな	
	口座名義人	

※申請者氏名と口座名義人は一致させてください。